

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	小川町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.ogawa.saitama.jp/0000000880.html

執行機関名 小川町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第12号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		小川町個人番号の利用に関する条例(平成27年小川町条例第21号)別表第1第3項 小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第12号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第12号) 小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則(平成4年規則第10号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条
②事務の内容	児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭等に対する医療費の受給者証の交付の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ロ	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第3項、第3条第2項第3号、第4号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定又は同条第2項の費用の徴収に関する情報(同法第27条第1項第3号又は第2項の措置に係る部分に限る。)	対象児童に係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2条の2第1項の措置に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ハ	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	対象児童に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第4条第1項、第2項、第6条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)に係る都道府県民税に関する情報	当該医療費の受給者証の交付の申請を行う者又は当該者配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報4		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第3条第1項、第4条第1項、第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	ひとり親家庭等に属する対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ト	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第1項
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	当該医療費の受給者証の交付の申請を行う者に係る特別児童扶養手当の支給に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等に属する対象者について、申請した事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 ロ	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第3項、第3条第2項第3号、第4号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当改定児童に係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に関する情報	対象児童に係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 ハ	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当改正児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	対象児童に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 ニ	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第3条第1項、第4条第1項、第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	ひとり親家庭等に属する対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 へ	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第1項
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	当該医療費の受給資格の変更の届出を行う者に係る特別児童扶養手当の支給に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 3 号	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の2第1項又は第2項の支給停止に関する届出に係る事実について <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭等に属する対象者について、申請した事項の変更の届出に係る事実についての <u>審査(支給停止に係る場合に限る。)</u> に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 3 号	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第4条第1項、第2項、第6条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第2項
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第4条の現況の届出に係る事実についての <u>審査</u> に関する事務	ひとり親家庭等の現況の届出に係る事実についての <u>審査</u> に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ロ	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第3項、第3条第2項第3号、第4号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	現況届出児童に係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に関する情報	現況届出児童に係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ハ	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	現況届出児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	現況届出児童に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ニ	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第4条第1項、第2項、第6条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ホ	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第3条第1項、第4条第1項、第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ト	小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第1項
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当の支給に関する情報

備考	
----	--

